

# 健やかほうふ21計画（第2次）推進委員会設置要綱

平成28年4月1日制定

（目的及び設置）

第1条 「健やかほうふ21計画（第2次）」（以下「計画」という。）に基づき、市民の健康づくりの活動を推進するため、「健やかほうふ21計画（第2次）推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおいて、健やかに暮らせる地域づくりを目的に、健康課題の解決や目標達成に向けた具体的な取組に関する事項。
- （2）生活習慣病の予防等を通じて、健康寿命の延伸や地域格差の縮小に向けた取組に関する事項。
- （3）行動計画策定や評価等に関する事項。
- （4）その他計画を推進するために必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）民間団体等の代表者
- （3）行政機関関係者
- （4）公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員で構成される。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。